

日高胆振沿岸海岸保全基本計画

令和 8 年 2 月

北 海 道

日高胆振沿岸海岸保全基本計画 目次

1 計画概要	1-1
1.1 計画目的	1-2
1.2 計画範囲	1-3
2 日高胆振沿岸の保全に関する基本的な事項.....	2-1
2.1 海岸の現状及び保全の方向に関する事項	2-1
2.1.1 海岸の概要	2-1
2.1.2 自然条件に関する現況特性.....	2-3
2.1.3 社会条件に関する現況特性.....	2-10
2.1.4 利用に関する現況特性	2-14
2.1.5 海岸保全の現況.....	2-19
2.1.6 総合計画・防災計画.....	2-25
2.1.7 アンケート調査.....	2-27
2.1.8 現況特性のとりまとめ	2-34
3 基本理念及び基本方針	3-1
3.1 基本理念	3-1
3.2 基本方針	3-3
4 ゾーン毎の問題点および課題と施策.....	4-1
4.1 海岸の防護目標	4-1
4.2 えりも町、様似町、室蘭市	4-1
4.2.1 防護に関する問題点および課題と施策.....	4-1
4.2.2 環境に関する問題点および課題と施策.....	4-2
4.2.3 利用に関する問題点および課題と施策.....	4-3
4.3 浦河町、新ひだか町、新冠町.....	4-4
4.3.1 防護に関する問題点および課題と施策.....	4-4
4.3.2 環境に関する問題点および課題と施策.....	4-4
4.3.3 利用に関する問題点および課題と施策.....	4-5
4.4 日高町、むかわ町、厚真町	4-6
4.4.1 防護に関する問題点および課題と施策.....	4-6
4.4.2 環境に関する問題点および課題と施策.....	4-7
4.4.3 利用に関する問題点および課題と施策.....	4-7
4.5 苫小牧市、白老町、登別市	4-8
4.5.1 防護に関する問題点および課題と施策.....	4-8
4.5.2 環境に関する問題点および課題と施策.....	4-9
4.5.3 利用に関する問題点および課題と施策.....	4-9
5 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項.....	5-1

[変更理由]

国は、令和2年11月に、有識者で構成する「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」の提言を踏まえ、海岸法に基づく「海岸保全基本方針」を変更し、気候変動を考慮した対策へ転換したところであり、令和3年8月には各海岸管理者に対し海岸保全施設の計画に必要な波の高さなど外力の設定方法が示された。

これらを受け、北海道では、令和4年9月より有識者による検討懇談会を設置し地形や気象条件に応じた波の高さの将来予測など技術的な検討を行い、気候変動による影響を考慮した設計外力の検討を行った。

今後、検討結果を踏まえた沿岸の長期的な海岸保全の基本的方向と施策を示すため、日高胆振沿岸の「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」について変更する。

1 計画概要

1.1 計画目的

我が国の海岸制度は、昭和 31 年の海岸法の制定により、海岸四省庁(農林水産省、水産庁、旧運輸省、旧建設省)による海岸管理が開始され、現在に至っている。このことにより、毎年のように来襲する台風、波浪・高潮や大地震による津波等から、海岸の背後地の多くの人命や資産を防護するという役割を担ってきた。

その後、広域的な顕在化する海岸侵食への対応や、社会的なニーズに応じた海岸環境に配慮した海岸整備、利用しやすい海岸整備が進められてきた。

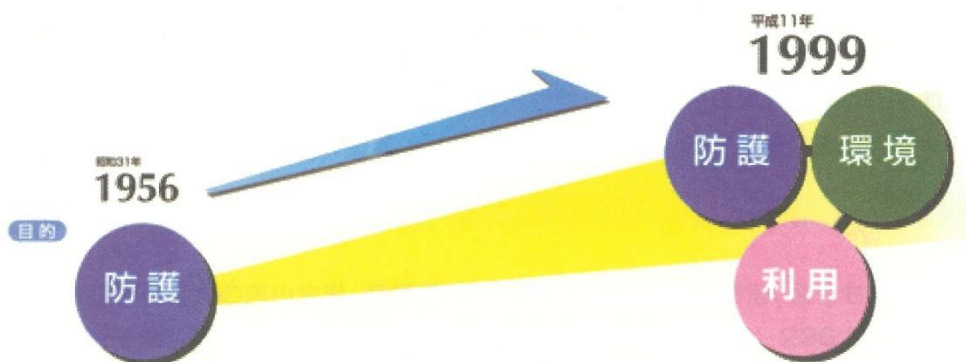
しかし、環境意識や心の豊かさへの要求が高まっている一方で、最近頻発している油流出への適切な対応や、車の乗り入れ等による動植物の生息する自然空間の破壊など、種々の問題が生じてきた。また、地域住民の意見を反映した海岸の計画制度や、国と地方の役割分担の明確化など、海岸の整備・管理のより一層の充実が必要となってきた。

こうした状況を踏まえて、海岸四省庁共同で設置した海岸管理検討委員会より、平成 10 年 12 月「美しく、安全でいきいきした海岸を目指して」が提言された。

海岸四省庁では、この提言に基づき、海岸法の改正の検討を行い、平成 11 年第 145 回国会に「海岸法の一部を改正する法律案」を提出し、同国会において同法案は全会一致で可決成立した。

この海岸法の改正により、従来は海岸保全施設の整備基本計画を都道府県が作成していたのに対し、改正法では国が定めた海岸保全基本方針に基づいて、都道府県が海岸保全基本計画を定めることとなった。

そのため、日高胆振沿岸においても国の定める「海岸保全基本方針」に基づき、計画的でかつ農林水産省(漁港、農地)、旧運輸省(港湾)、旧建設省等の関係機関と整合がとれた、環境・利用をも含めた海岸保全を行うための「海岸保全基本計画」を策定するものである。



1.2 計画範囲

本計画の計画範囲は、北海道日高地方のえりも岬から胆振地方の地球岬までの国土交通省水管理・国土保全局及び港湾局及び農林水産省水産庁及び農村振興局所轄の全海岸線(延長約271km)を対象とする。



図 計画対象範囲

2 日高胆振沿岸の保全に関する基本的な事項

2.1 海岸の現状及び保全の方向に関する事項

2.1.1 海岸の概要

日高胆振沿岸は、北海道の中央南部に位置する地球岬からえりも岬までの総延長約 271km の海岸である。東西に湾曲した海岸線をなしており、砂浜海岸が多く、日高山脈の支脈に隣している海岸と地球岬は岩礁海岸がみられ景勝地となっている。気候は平均気温約 8°C と積雪寒冷の厳しい北海道では比較的温暖な海洋性気候に恵まれ、夏に霧が発生し日照時間が少なくなるが秋は長く安定した気候になる。

海象は、夏期は南系、冬期は西系の波向が卓越しているが、波高は冬期の方が比較的小さい。また、沿岸流は夏期は西流が卓越、冬期は東流が卓越するが、沿岸漂砂は全体に西向きに移動しており全国的にも漂砂の著しい地域として知られている。ただし、胆振沿岸については、沿岸漂砂に比べ岸沖漂砂が著しい。海底地形は、沖合約 15km～20km、水深約 100m までゆるやかな傾斜となっているが、その沖から急速に深くなり水深約 400m までは急傾斜の陸棚崖が見られ、500m 以深になると日高舟状海盆といわれる平坦な地形になる。海岸地形からも分かるように、胆振海岸は高波浪が来襲しやすい地形にあり被災実績も多い。このため、苫小牧市元町から敷生川までの延長 29km を旧建設省の直轄海岸に指定し、緩傾斜護岸と人工リーフによる海岸保全施設の建設が進められている。

浅海域にはこの地域の特産品であるコンブ、河川や湿原等には北海道レッドリスト¹⁵⁾において、指定されているエゾトミヨ(希少種)、イバラトミヨ(希少種)、イトヨ(留意種)等が分布している。また、様似町やえりも町の海岸部が国立公園²²⁾に指定されており、すぐれた自然環境が現在も残されている。

産業構造³⁷⁾を見ると、胆振地方は工業、観光、港湾運輸の 2、3 次産業が主となっており、日高地方は農林水産業、木材・木製品製造業、食料品製造業等の 1、2 次産業の割合が高くなっている。

交通では国際拠点港湾³²⁾の苫小牧港、室蘭港と地方港湾の白老港、浦河港、えりも港などの港湾、道内外を結ぶ新千歳空港、道央自動車道、日高自動車道、国道 336 号、236 号、235 号、36 号等の幹線交通網が発達しており、北海道の物流の拠点となっている。



写真- 1 えりも岬（えりも町）



写真- 2 地球岬（室蘭市）

2.1.2 自然条件に関する現況特性

(1) 気温²⁾

平成 26 年～令和 5 年の室蘭市、苫小牧市、浦河町における平均気温は室蘭市 9.5°C、苫小牧市 8.5°C、浦河町 8.8°C、最高気温は室蘭市 31.8°C、苫小牧市 33.8°C で、浦河町 31.5°C、最低気温は室蘭市-12.2°C、苫小牧市-18.1°C、浦河町-13.9°C となっている。

日高胆振沿岸の最暖月は 8 月であるが、夏期に発生する海霧により緯度的にはさらに北の地域よりも低温であり、北海道南部の沿岸としてはやや気温の低い地域である。

(2) 降水量²⁾

平成 26 年から令和 5 年における年間総降水量は、室蘭市 911～1,414mm、苫小牧市 933～1,554mm、浦河町 1,022～1,450mm、一日最大降水量は室蘭市 142mm、苫小牧市 107mm、浦河町 108mm となっている。

日高胆振沿岸では、夏期の降水量が道内他地域と比較して多く、冬季は少ない傾向にある。

(3) 風向・風速³⁾

全風速の出現率図を見ると、通年の白老町と様似町で NW、WNW、室蘭市で ESE、NW、苫小牧市で N、SSE 方向が卓越しており、春及び秋も同じ傾向である。

夏は、室蘭市で ESE、白老町で SSW、SW、苫小牧市で SE、SSE、様似町で WNW、SE 方向が卓越している。冬は、室蘭市と様似町で NW、NNW、白老町で W、WNW、苫小牧市で N、NNW 方向が卓越している。

(4) 波浪⁶⁾

苫小牧港、白老港では、年間を通して S 系の波浪出現頻度が多く、室蘭港、様似漁港では、夏期は S 系、冬季は W 系の波浪出現頻度が多い。特に、夏期の S 系の高波浪は、台風の影響によるものが多く、日高沿岸の海岸線に対しては斜め入射となるため、沿岸漂砂の外力として及ぼす影響が大きい。

また、胆振沿岸の海岸線に対しては、ほぼ正面からの入射となるため、岸沖漂砂の外力として及ぼす影響が大きい。

冬季の W 系の高波浪は、季節風によるもので吹送距離が短いため、沿岸漂砂の外力としての影響は小さい。

(5) 地形¹³⁾

日高胆振沿岸は、太平洋に面した東西に湾曲した海岸線をなしており、全国的にも漂砂の著しい地域として知られている。

登別市付近から鶴川町の海岸部には、三角州性低地である砂浜海岸が多く見られるが、日高海岸の日高町（旧門別町）から新ひだか町（旧静内町）にかけては、火山噴出物が風化して生成された砂・シルト・粘土をほぼ等量に含んだローム台地が分布している。また、新ひだか町（旧静内町）から様似町にかけては、丘陵地や三角州性低地が広がっており、それより南側のえりも町までは、日高山脈の支脈が海岸部まで接している山地と岩石台地で構成されている。

日高胆振沿岸では、景勝地である地球岬やえりも岬などで見られる岩礁海岸、胆振海岸に多

く広がる砂浜海岸、日高海岸の日高町（旧門別町）から新ひだか町（旧静内町）にかけて広がる台地、丘陵地など、地形的には3つに大別される。

(6) 地質¹⁰⁾

北海道の地質は、西部北海道、中央部北海道、東部北海道の3つに区分され、胆振沿岸は西部北海道に属し、日高沿岸は中央部北海道に属する。

中央部北海道に属する日高沿岸のえりも町から浦河町までは、中生代先白亜紀～白亜紀に日高山脈の造山運動で形成された比較的古い地質であり、その他の日高沿岸及び西部北海道に属する胆振海岸は、第三紀及び第四紀に分類される比較的新しい地質である。日高胆振沿岸の地質は2つに大別できる。

日高沿岸では、えりも町から浦河町までは、比較的古い地質で、日高山脈の造山運動に伴って形成された低圧高温の変成岩であり、上層部は砂岩・泥岩など(P-M,K1-2)の堆積岩で構成されている。一方、浦河町から日高町（旧門別町）沙流川付近までは、新第三紀に属する砂岩・泥岩など(N1,N2,N3)が分布しており、固結が不十分で含水率が高いためもろい地質となっている。

胆振沿岸では、日高町（旧門別町）沙流川付近から登別市までの海岸部には、第四紀に相当する最も新しい地質である砂・泥及び礫の地質(H)が分布している。また、室蘭市の地球岬付近には、新第三紀に属する比較的新しい安山岩及び玄武岩からなる火山岩(a5,a6)が見られる。一方、室蘭市から苫小牧市の内陸は、第四紀の安山岩、流紋岩(rQ,ap)からなる支笏火山の噴出物で構成されている。

従って、日高胆振沿岸の地質は、日高沿岸では、地質年代に違いはあるものの、砂岩・泥岩などが広く分布しており、胆振沿岸は、海岸部の砂・泥及び礫の地質と、内陸部の火山噴出物で構成されていると言える。

(7) 海底地形¹²⁾

日高胆振沿岸における海底地形は、沖合約15～20km、水深約100mまでゆるやかな傾斜となっているが、その沖から急速に深くなり水深約400mは急傾斜の陸棚崖が見られる。500m以深になると日高舟状海盆といわれる平坦な地形となる。

日高胆振沿岸では、波浪は日高舟状海盆の湾入により、沖合20km程度まで海底地形の影響をほとんど受けず、波のエネルギーを保存したまま進行してくるため、海岸部において高波浪が来襲しやすい地形となっている。特に胆振沿岸では、高波浪による被災実績が多い。

(8) 植生分布¹⁴⁾

特定植物群落とは、環境省で行っている自然環境保全基礎調査特定植物群落調査で、わが国の植物相を具体的に形づくっている植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性ないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなどの類やその生育地、生育状況等を把握し、保護対策を検討する必要があるものである。選定基準を設けて、これに該当する植物群落を地域特性も考慮しながら都道府県別に選定し、その分布や生育状況及び変化の状況を把握しようとするものである。日高胆振沿岸の海岸部における特定植物群落は、日高沿岸のカシワ林(169：選定基準E)、襟藻岬海岸草原(157：選定基準D)、襟藻ミズナラ林(156：選定基準E)が見られる。

(9) 生態系分布

① 水産動植物^{27), 46)}

日高胆振沿岸の水産動植物は、ほたて貝、さけ、ほっき貝、はたはた、ししゃも、かれいの他岩磯域ではこんぶ、うに等が生息している、長く続く砂浜域には、ほっき貝が多く生息しており、苫小牧市では水揚げ量が日本一となっている。また、日高地方南部ではこんぶ、むかわ町ではししゃもが有名である。

日高胆振沿岸の海面漁業権設定状況を見ると、ほたて、ほっき貝、つぶ、こんぶ、うに、かれい、ししゃも、はたはた等がほとんどの市町で設定されている。これらの他にも、えぞはかがい、たこ、ほや、すけとうだら、きゅうりうお、いわし等多種類の水産動植物の漁業権が設定されている。



写真-3 ホッキ漁（登別市）

② 淡水魚^{14), 15)}

日高胆振沿岸に流入する河川には、エゾトミヨ、イバラトミヨ、イトヨ、トミヨなどの魚種が生息しており、北海道レッドリストにおいて、エゾトミヨが希少種に指定されている。イバラトミヨ(汽水型)は希少種、イトヨ(日本海型)は留意種に指定されている。

エゾトミヨは、日高胆振沿岸に流入する新冠川、厚真川、安平川、苫小牧川の河口から数 km 上流にのみ生息が確認されている。

イバラトミヨは日高胆振沿岸に流入する向別川、鳧舞川、三石川、静内川、門別川、沙流川、厚真川、安平川、小糸魚川、錦多峰川、別々川の河川において広く生息が確認されている。

イトヨは、日高胆振沿岸においては、広く分布している降海型のイトヨのみ生息が確認されている。日高胆振沿岸に流入する日高幌別川、静内川、沙流川、安平川、錦多峰川、覚生川、樽前川の河川において広く生息が確認されている。

トミヨは、日高胆振沿岸では、安平川水系の上流において生息が確認されている。

③ 両生類¹⁴⁾

エゾサンショウウオは、著しく環境抵抗に強く、北海道の島嶼^{とうしょ}を除く全域に分布しているが、北海道レッドリストでは、留意種に指定されている。日高胆振沿岸では、えりも町、様似町、新ひだか町（旧静内町）、日高町（旧門別町）、厚真町、苫小牧市、白老町などにおいて生息が確認されている。

④ 昆虫類^{14), 17)}

日高胆振沿岸で見られる昆虫類としては、環境省が希少種に指定している指標昆虫類であるヒメギフチョウ(8)は静内川周辺などで生息が確認されている。選定基準 A に指定されているエゾチッチゼミ(22)は支笏湖、クッタラ湖周辺で生息が確認されている。また、選定基準 B に指定されているものでは、カラフトタカネキマダラセセリ(28)、シロオビヒメヒカゲ(48)、リシリヒトリ(52)が様似町に、ヒメウスバシロチョウ(30)、エゾリンゴシジミ(34)、カイバイロシジミ(37)が静内川周辺に、シロオビヒメヒカゲ(48)が厚真川周辺で生息が確認されている。選定基準 C に指定されているヒメジロノメ(47)は、様似町で生息が確認されている。

(10) 海岸景観

調査対象範囲の中央部は砂浜海岸で、東西端は、アヨロ海岸やえりも岬に代表される山地が直接海に迫った岩礁海岸となっている。



写真-4 アヨロ海岸（白老町）

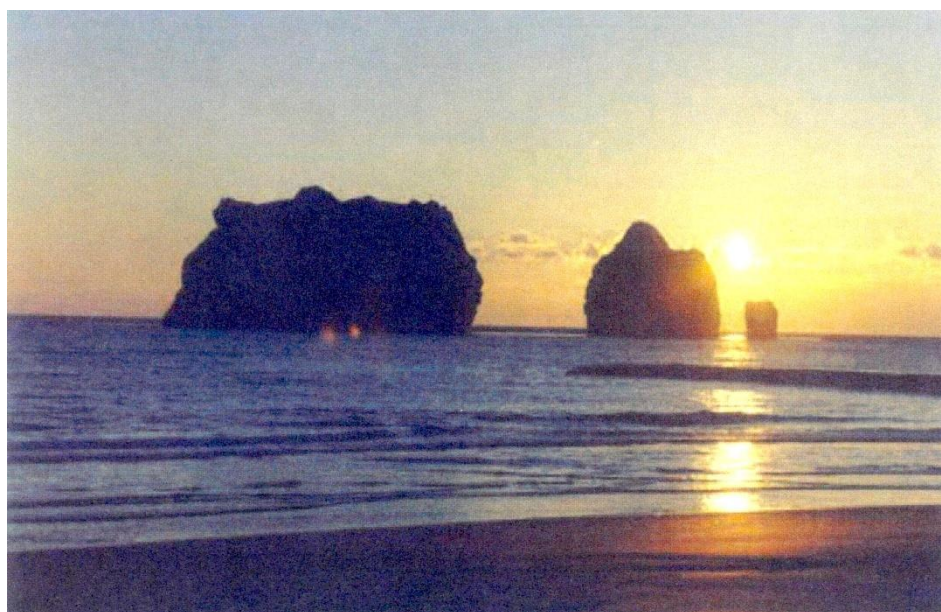


写真-5 親子岩（様似町）

(11) 天然記念物³⁴⁾

日高胆振沿岸市町における天然記念物は、国指定特別天然記念物のアポイ岳高山植物群落、国指定天然記念物の登別原始林と幌満ゴヨウマツ自生地、道指定天然記念物の樽前山溶岩円頂丘と新冠泥火山が指定されている。

(12) 自然公園²²⁾

自然公園とは、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称であり、自然公園法及び都道府県が制定する条例によって指定及び管理されている。すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的とするものである。

自然公園は、風景の保護を図るため、風景に支障を及ぼす各種の行為を規制する目的で、風致景観の質、公園利用上の重要性などに応じて公園区域を特別地域、海中公園地区及び普通地域の3つの区分に大別する保護規制計画を策定している。さらに、特別地域は、特別保護地区と第1種、第2種、第3種特別地区に区分し、それぞれ保護のための規制を定めている。特別保護地区内では、落葉や枯枝を採取するといった軽微な行為まで厳しく規制されるが、普通地域内ではある一定の規模以上の行為を行う場合に限って届け出を行うこととされている。

国立公園とは、日本の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地として指定された公園であり、また、国定公園はそれに準ずる優れた自然の風景地として指定された公園である。都道府県立自然公園は、すぐれた自然の風景地であって、都道府県の条例により指定された公園である。

日高胆振沿岸における自然公園は、支笏洞爺国立公園、日高山脈襟裳十勝国立公園の2箇所が指定されている。

(13) 自然環境保全地域等²²⁾

自然環境保全地域は、自然環境保全法により定められ、優れた自然環境を有する地域を原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域としてその保全を図ることが定められている地域である。全国では、原生自然環境保全地域は5箇所(うち道内2箇所)、自然環境保全地域は10箇所(うち道内1箇所)指定されているが、日高胆振沿岸には、自然環境保全地域に指定される地域は無い。

また、自然環境保全地域等とは別に、北海道独自の制度として、北海道自然環境等保全条例に基づき環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区が指定されており、日高胆振沿岸市町では、環境緑地保護地区14箇所、自然景観保護地区3箇所、学術自然保護地区2箇所が指定されている。

特に海岸部では、環境緑地保護地区として、神代町(53：室蘭市神代町)、水元(56：室蘭市水元町)、糸井(59：苫小牧市字糸井)、静内神社(80：新ひだか町静内御幸町)の4箇所が指定されている。また、自然景観保護地区には、トッカリシヨ(57：室蘭市大沢町)、中登別(61：登別市中登別町)の2箇所が指定されている。

また、ウトナイ沼(苫小牧市)は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びその動植物の保全を促進することを目的として作成されたラムサール条約(正式名称は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)に平成3年12月12日に登録されているとともに、国設の鳥獣保護区に指定されている。

(14) 鳥獣保護区²⁶⁾

野生鳥獣の保護繁殖を図るため、森林性鳥獣の生息地、樹種・林相等が異なり多彩な環境を有する鳥獣の生息地、干潟・湖沼・湿原等の渡り鳥の集団渡来地や集団繁殖地、絶滅のおそれのある鳥獣の生息地、都市の生活環境の改善のため野鳥等を誘致する地区及び鳥獣保護思想の普及啓発に適した条件を備えている地域等に鳥獣保護区を設定している。

日高胆振沿岸市町における鳥獣保護区の指定状況は、国設鳥獣保護区 1 件、道設鳥獣保護地区 27 件が指定されている。海岸部では、地球岬鳥獣保護区、鷓川河口鳥獣保護区、判官館鳥獣保護区、井寒台の森鳥獣保護区、観音山鳥獣保護区、えりも鳥獣保護区が指定されている。



写真- 6 河口干潟の渡り鳥（むかわ町）

（半澤 伸夫氏撮影）

(15) 保護水面^{27)、46)}

水産資源の保護培養のため水産資源保護法第 15 条の規定により日高振興局で日高・幌別川、ニカンベツ川、歌別川の 3 河川が保護水面に指定されている。なお、胆振総合振興局には保護水面に指定されている河川はない。